

介護サービス・介護予防サービスの
ご案内



朝 日 村

朝日村地域包括支援センター
朝日村役場庁舎 4番窓口

電話 0263-99-2251 FAX 0263-99-2745

メール hokatu@vill.asahi.nagano.jp

住所 〒390-1188

長野県東筑摩郡朝日村大字古見1555番地1

介護保険サービス利用までの流れ

朝日村地域包括支援センター（役場庁舎内）へ電話で連絡

相談 地域包括支援センターの職員が訪問などにより状況をお伺いします

介護予防事業の利用を希望する場合

基本チェックリストの実施

非該当

一般介護予防事業の利用

えべカルチャー
新！健康運動講座
あさひさんでい講座
男性限定運動講座

該当

ケアマネジャーを決める

介護予防ケアマネジメント契約

介護予防ケアプランの作成

介護予防・生活支援サービスの利用（事業対象者）

訪問型サービスA
通所型サービスA

現に要介護状態にある場合

要介護認定の申請 → 本人または家族が村に申請書を提出

主治医意見書
→ 村の依頼で主治医が意見書を作成

訪問調査
→ 村の職員が自宅を訪問して調査票を作成

要介護度の決定 → 介護認定審査会で介護度を判定

認定結果通知

非該当と認定

一般介護予防事業の利用

えべカルチャー
新！健康運動講座
あさひさんでい講座
男性限定運動講座

要支援と認定

ケアマネジャーを決める

介護予防支援契約

介護予防ケアプランの作成

**介護予防サービス
介護予防・生活支援サービスの利用**

訪問型サービスA
通所型サービスA

要介護と認定

ケアマネジャーを決める

居宅介護支援契約

ケアプランの作成

介護サービスの利用

基本チェックリスト該当者（事業対象者）が利用できる 介護予防・生活支援サービスについて

基本チェックリストを受けて、日常生活に必要な機能や社会との関わりといった「生活機能」の低下がみられた場合、「介護予防・生活支援サービス事業」を受けることができます（65歳以上の方）。生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」の利用をお勧めしています。

事業対象者に該当した場合 利用までの流れ

- ・ ケアマネジャーを決めます
- ・ 村包括支援センターと介護予防ケアマネジメント契約を結びます
- ・ ケアマネジャーは、ご本人と相談しながら介護予防のためのケアプランを作成します
- ・ ご本人とケアマネジャー・事業所・村地域包括支援センターが話し合いをしてケアプランを決定します
- ・ 事業所（社会福祉協議会または上條記念病院）等と契約を結びます

訪問型サービス

訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）

地域で自立した日常生活を送るための身体介護を含まない訪問による生活援助（調理・洗濯・買い物等）です。

- 【 利用回数 】 週1回
- 【 利用料 】 1回につき235円



通所型サービス

通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）

運動やレクリエーション等により心身の機能向上を目指します。（詳細は次のページをご覧ください。）

- 【 利用回数 】 週1回
- 【 利用料 】 1回につき360円

通所型サービス A

目的	地域で自立した生活を送るために通所により心身の機能の向上を目指します
対象者	・基本チェックリストで該当項目があった方 ・介護認定要支援1・2の方
利用料	1回につき360円 (負担額が2割の方は720円、3割の方は1,080円)
送迎	各事業所から送迎があります

- * 利用までの流れは前のページをご覧ください。
- * 通所型サービスは、下記の3事業のうち、ひとつを選んで利用します。

1 朝日村社会福祉協議会 ミニデイサービス

開催日	毎週火曜日 午前9時30分～午後1時30分
内容	季節のイベントや軽運動・創作活動、昼食、時にはお出かけ
その他の費用	・昼食代（お茶込み）700円（1回） ・材料費 実費

2 朝日村社会福祉協議会 再彩クラブ

開催日	毎週木曜日 午前9時～12時
内容	週替わりの講師による運動講座
その他の費用	・お茶代 50円（1回）

3 上條記念病院 朝日村 通所型サービスA

開催日	利用曜日は要相談 午後1時30分～4時30分
内容	運動（パワーリハビリ、ノルディックウォーク等）・趣味活動・余暇活動 音楽療法 など



要支援1・要支援2の方が利用できる 介護予防・生活支援サービスについて

要支援1・要支援2の認定を受けた方は、ケアマネジャーと相談しながらご自身やご家族でできること、サービスで利用することなどを含めて介護予防ケアプラン(介護予防サービス計画)を作成し、ケアプランにもとづいたサービスを利用します。要支援1・要支援2の人は施設に入所する施設サービスは利用できません。

訪問を受けて利用するもの	
訪問型サービス A	身体介護を含まない食事・洗濯・買い物などの生活支援をします。(週1回)
訪問介護相当サービス(村独自)	利用者の自宅に訪問して入浴や排泄等の身体介護や、調理、洗濯などの生活援助をします。
介護予防訪問入浴介護	疾病など特別な理由がある場合に、利用者の自宅に訪問して移動式浴槽を使って入浴を介護します。
介護予防訪問リハビリテーション	利用者の自宅に訪問してリハビリテーションの指導・支援を行いません。
介護予防訪問看護	訪問看護師が訪問し療養上の世話や診療の補助をします。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が訪問し療養上の管理や指導をします。

通所して利用するもの	
通所型サービス A	介護予防のために体操など様々な内容を行なう通所支援です。(半日・週1回)
通所介護相当サービス(村独自)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための日帰りの支援をします。
介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療施設などで、理学療法や作業療法等を行なう通所リハビリ(デイケア)です。

福祉用具や住宅改修に関するもの	
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に役立つものを貸与します。手すり・スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ
特定介護予防福祉用具費の支給	入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費用のうち、一年度に10万円を上限にその購入費を支給します。
介護予防住宅改修費支給	介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

その他の在宅サービス	
介護予防短期入所生活介護/介護予防短期入所療養介護	介護老人福祉施設や医療施設などに短期入所して受ける日常生活上の支援や機能訓練等です。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している高齢者に介護予防を目的として行なう日常生活上の支援や介護です。

要介護1～5の方が利用できる介護サービスについて

要介護1～5の認定を受けた方は、ケアマネージャーと相談しながらご自身やご家族でできること、サービスで利用することなどを含めてケアプラン(介護サービス計画)を作成し、ケアプランにもとづいたサービスを利用します。

訪問を受けて利用するもの	
訪問介護(ホームヘルプ)	利用者の自宅に訪問して入浴や排泄等の身体介護や、調理、洗濯などの生活援助をします。
訪問入浴介護	利用者の自宅に訪問して移動式浴槽を使って入浴を介護します。
訪問リハビリテーション	利用者の自宅に訪問してリハビリテーションの指導・支援を行ないます。
訪問看護	看護師が訪問し療養上の世話や診療の補助をします。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が訪問し療養上の管理や指導をします。

通所して利用するもの	
通所介護(デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための日帰りの支援をします。
通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や医療施設などで、理学療法や作業療法等を行なう通所リハビリ(デイケア)です。

短期間入所	
短期入所生活介護/短期入所療養介護	介護老人福祉施設や医療施設などに短期入所して日常生活上の支援や機能訓練等を受けます。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している高齢者に介護予防を目的として日常生活上の支援や介護をします。

福祉用具や住宅改修に関するもの	
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与をします。(要介護1の人は車椅子や特殊寝台等対象にならないものがあります)
特定福祉用具費の支給	入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費用のうち、一年度に10万円を上限にその購入費を支給します。
介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。(改修前の申請が必要です)

施設サービス
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム 新規要介護3以上の人が対象)・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院

地域密着型サービス
住み慣れた地域での生活を支援するサービス。朝日村では通所介護・介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護があります。

この地域の主な在宅サービス事業所



通所介護（デイサービス）

事業所名	住所	電話番号
デイサービスセンターかたくりの里	朝日村大字古見 773	99-2340
ゆめの里朝日宅老所	朝日村大字古見 2422-3	99-5069
上條記念病院（要介護の方のみ）	松本市村井町西 2-16-1	57-3800
きたえる一む松本今井	松本市今井 4820-1	88-4202

通所リハビリテーション（デイケア）

事業所名	住所	電話番号
山形協立診療所 デイケア	山形村 2524-1	98-3933
介護老人保健施設まほろばの郷	塩尻市宗賀 1295	54-5551
一之瀬脳神経外科病院（送迎なし）	松本市島立 2093	57-3800
上條記念病院	松本市村井町西 2-16-1	57-3800

訪問介護（ホームヘルプサービス）

事業所名	住所	電話番号
ホームヘルプステーションあさひ	朝日村大字古見 773	99-2340
ホームヘルプステーションありがとう（要介護の方のみ）	山形村野際 1261-1	98-5345
ニチクアセンター塩尻ききょう（要介護の方のみ）	塩尻市大門 65-11	51-0520

訪問入浴

事業所名	住所	電話番号
ツクイ松本	松本市井川城 3-4-43	29-6635

訪問看護・訪問リハビリテーション

事業所名	住所	電話番号
横山医院訪問看護	山形村中原 3916	98-2884
エミナス訪問看護ステーション	松本市笹賀 5301-1	88-7760
上條記念病院	松本市村井町西 2-16-1	57-3800
訪問看護ステーションあおいそら	松本市笹賀 2975-1	57-5954
訪問看護ステーションすずめ	松本市波田 5510-1	55-7510
松本市立病院 訪問看護ステーション	松本市波田 4417-180	92-3027
みのる訪問看護リハビリステーション	松本市寿中 2丁目 4-13	85-0150
相澤訪問看護ステーション ひまわり塩尻事業所	塩尻市大門 79-2	53-8611
松本協立訪問看護ステーション サテライトしおじり	塩尻市棧敷 437	53-6662
篠崎訪問看護ステーション 豊科診療所	安曇野市豊科高家 5089-1	71-6317

短期入所生活介護（ショートステイ）

福祉施設等のショートステイ。短期間、施設等に入所している方に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の支援が行われます。

事業所名	住所	電話番号
ゆめの里朝日	朝日村大字古見 2422-3	99-5066
ピアやまがた	山形村 4699-1	98-3888
やまびこの里	松本市今井 4820-1	85-5711
ゆめの里和田	松本市和田 2240-33	40-3377
短期入所生活介護施設ローズガーデン	松本市中山 6788	57-1801
ちくまの	松本市波田 6914	92-8885
桔梗荘	塩尻市広丘郷原 1683-1	52-2376

短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間、施設等に入所している方に、介護、医学的管理下の介護、機能訓練等の医療と日常の支援を行います。

事業所名	住所	電話番号
老人保健施設こもれび	塩尻市大門六番町	51-1700
介護老人保健施設まほろばの郷	塩尻市宗賀 1295	54-5551
ロングライフ塩尻	塩尻市広丘高出 1614-1	53-8522
上條記念病院	松本市村井町西 2-16-1	57-3800
ローズガーデン	松本市中山 7494-8	57-8002

居宅介護支援事業所

ケアプランを作成するケアマネジャーがいる事業所です。
朝日村を対象とする事業所です。

事業所名	住所	電話番号
居宅介護支援センターかたくりの里	朝日村大字古見 773	99-2340
居宅介護支援事業所さんてらす	朝日村大字西洗馬 1617	31-5227
ゆめの里今井福祉相談センター	松本市今井 1670	87-7661
居宅支援センターふれあい	松本市征矢野 2-12-46	27-1181
相澤居宅介護支援事業所しおじり	塩尻市大門桔梗ヶ原 79-2	53-8611
上條記念病院居宅介護支援事業所	松本市村井町西 2-16-1	57-3800

朝日村にある入所施設

地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

事業所名	住所	電話番号
ゆめの里朝日	朝日村大字古見 2422-3	99-5066

*新規入所は要介護3以上の方が対象です。

地域密着型認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が、介護を受けながら共同生活する住宅です。

事業所名	住所	電話番号
グループホーム朝日新明館	朝日村大字古見 1938	88-7160

※要介護1以上の方が対象です。